

# 鳥類を飼養している方へのお願い

「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」が環境省により策定されました。

**高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために  
以下の事項にご注意ください**

- 可能な限り、飼養鳥を野鳥や野生動物と接触させないようにしましょう。
- 飼養場所の出入時は靴の消毒を行うなど、衛生管理に努めましょう。
- 飼養鳥の健康観察に努め、異常があった場合は、かかりつけの獣医師に相談しましょう。
- 獣医師の診断で、高病原性鳥インフルエンザの感染の疑いがある場合は、下記に連絡してください。



通常、室内で飼養している鳥類については、感染のリスクは低いと考えられますので、冷静な対応をお願いします。

千葉県保健福祉局健康部生活衛生課

電話：043-245-5215